

# 所沢市役所庁舎8階旧食堂スペース トライアルサウンディング 実施要項

所沢市（経営企画部経営企画課）

2023年（令和5年）6月

## 1. 制度の趣旨

トライアルサウンディングは、公共施設等の持つポテンシャルや魅力を最大限に引き出すとともに、施設の効果的な利活用の方法を探るため、公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

施設管理者である市は、民間事業者の事業実施に当たっての集客力、信用度、施設との相性などを確認することができ、民間事業者は、立地、使い勝手、採算性などを確認することができます。

所沢市（以下、「本市」という。）は、市役所庁舎 8 階旧食堂スペースの持つ可能性を調査することを目的にトライアルサウンディングを実施するものであり、当該実施の結果を踏まえて、施設の有効活用に向けた検討を行います。

## 2. 対象施設

|       |  |
|-------|--|
| 名称    | 所沢市役所庁舎 8 階旧食堂スペース   |
| 所在地   | 埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1<br>西武新宿線「航空公園駅」東口から徒歩 3 分  |
| 延床面積  | 301.8 m <sup>2</sup> （旧厨房部分を除く）  |
| 室内の高さ | 2.6m   |
| 利用時間  | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分   |
| 休館日   | 土日祝日<br>1 月 1 日から 1 月 3 日、12 月 29 日から 12 月 31 日  |
| 内装設備  | 電気設備（エアコン含む）、水道設備<br>※火気厳禁。ただし IH 機器の使用については要相談  |
| 駐車場   | 来庁者用駐車場<br>・ 第 1 駐車場（機械式駐車場）40 台<br>・ 第 2 駐車場（平面駐車場）56 台（うち車椅子等専用 4 台）<br>・ 第 3 駐車場（市役所別館側駐車場）23 台 |
| その他   | ・ 建物の主要用途：市庁舎（事務所）   |

8 階旧食堂スペース



8 階旧食堂スペースからの眺望

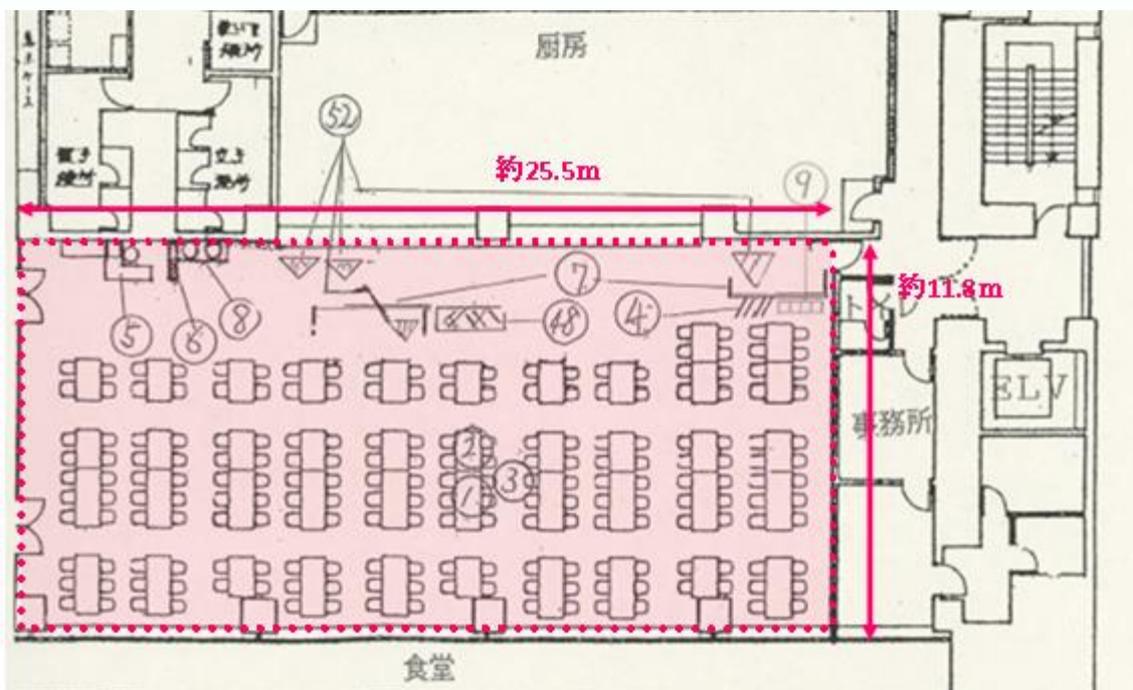


アクセス



Google Map より引用

図面



3. 募集期間

令和5年6月1日（木）から同年7月31日（月）

4. 実施期間

令和5年8月8日（火）から令和6年2月29日（木）

※休館日を除く

5. 申請方法

(1) 提出書類

ア. 参加希望申請書

イ. 行政財産使用許可申請書

ウ. 行政財産使用料減免申請書

エ. 誓約書

オ. 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（いずれも申請日から3か月以内に取得したものに限る。）

※個人事業主の場合は住民票（申請日から3か月以内に取得したものに限る。）

※法人登記を有しない任意の団体においては代表者の住民票（申請日から3か月以内に取得したものに限る。）

カ. 市税に滞納が無いことの証明書（申請日から3ヶ月以内に取得したものに限る。）

キ. 暫定利用期間中の作業届・作業員名簿〈2部〉（暫定利用開始日の7日前までに提出。）

(2) 暫定利用者の決定

内部審査終了後、決定した暫定利用者について別途通知いたします。

※応募者多数の場合、希望に沿えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

(3) 提出先

所沢市経営企画部経営企画課（所沢市役所本庁舎高層棟3階）

※提出方法は持参・郵送のみとします。

※持参の場合、受付時間は市役所開庁日の午前9時から午後5時までとします。

---

(4) 現地調査及び事前相談

現地調査又は事前相談を希望する場合は、事前に所沢市経営企画部経営企画課までご連絡ください。受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までとします。

6. 申請者の資格要件等

(1) 申請者の条件

ア. 申請者は暫定利用した場合に、提案内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体のいずれかの者としてします。

イ. 申請者は単独又はグループ（複数の企業・団体の共同体）とし、グループで申請する場合には、全ての構成員とその役割を明確にしてください。

(2) 申請者の要件

申請者は、次に掲げるすべての要件に該当する者としてします。

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又はその構成員の統制下にある者でないこと。

ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。

エ. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下、「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下、「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

オ. 市税（本市に対して納税義務のあるものに限る。）を滞納していない者であること。

カ. 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていない者であること。

(3) 申請に関する留意事項

ア. 費用負担

申請に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担としてします。

イ. 提出書類の取り扱い及び特許等

（ア）提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。

（イ）申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定利用の審査等、本制度の運用に必要な目的以外で申請者に無断で使用することはありません。

---

(ウ) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ. 法令の遵守

申請者は、申請するに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定利用時における法令適合のリスクを負うこととします。

7. 暫定利用の要件等

(1) 暫定利用の内容

暫定利用の内容は次のいずれも満たすものとしてください。

- ア. 市民や市職員など広く利用者の利便、サービス又は満足度が向上する内容であること。
- イ. 対象面積全てを利用する場合は、市民や職員の休憩場所としての機能を兼ね備えること。
- ウ. 市の財政負担を伴わないものであること。
- エ. 確実に実現できる利用内容であること。

(2) 暫定利用の対象外とする内容

次に掲げるものの用に供する暫定利用はできないこととします。

- ア. 公序良俗に反するもの。
- イ. 騒音、振動又は臭気等により周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの。
- ウ. 政治的又は宗教的な活動に該当するもの。
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの。
- オ. その他、本市が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの。

(3) 暫定利用期間

暫定利用期間は実施期間内であれば、制限はありません。

ただし、他の申請者の希望も勘案し、期間の短縮・変更の可能性があります。

(4) 使用料等

暫定利用に係る使用料は免除します。

なお、本運用の際は、行政財産使用料に基づいた使用料※（月額 856 円/m<sup>2</sup>）及び電気使用料を徴収する予定です。

※使用料は年度により変動します。

---

(5) 留意事項

〈暫定利用にあたって〉

- ア. 暫定利用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定利用する者が負うものとし、暫定利用する者が責任をもって事業を遂行することとします。
- イ. 暫定利用に伴い発生するリスクは暫定利用する者が負うものとし、暫定利用する者が責任をもって事業を遂行することとします。
- ウ. 暫定利用が可能な時間は、市役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、準備・撤収もこの時間内に行うこととします。なお、休館日は、暫定利用することはできません。
- エ. 暫定利用の日時が重複した場合は、その一方に対し日時の変更を命じることがあります。
- オ. 暫定利用期間中は、交付された行政財産使用許可書を携行するとともに、対象施設の鍵の管理を厳重に行ってください。
- カ. 施設の内外装については、現状のまま使用するものとしてください。
- キ. 暫定利用後は現状回復を原則とします。
- ク. 暫定利用する者は、暫定利用期間中の庁舎管理に係る保守点検作業等には協力するものとします。
- ケ. トライアルサウンディングへの参加実績を、実運用にあたっての事業者や指定管理者公募における評価の対象とすることがあります。
- コ. 本市のホームページ等において、暫定利用の概要を公表させていただきます。
- サ. 暫定利用の内容が事前の申請と異なる場合には、暫定利用を中止することがあります。

〈施設・設備〉

- シ. 厨房機器・設備は利用することができません。
  - ス. 対象施設内においては、火気の使用は固く禁じます。ただし、IH 製品の使用は要相談とします。
  - セ. コンセント容量は概ね 1 回路 20A 程度です。
  - ソ. インターネットを使用する場合は、事業者でモバイルルータ等をご用意ください。光ケーブルを用いたネットワークの利用はできません。
  - タ. 電話は使用することができませんので、暫定利用者がご用意ください。
  - チ. 退庁の際は対象施設の電気・水道を完全に閉鎖し、窓等の鍵締まりをしてください。
  - ツ. 空調は庁舎全体で管理しています。
  - テ. 荷物等の搬入搬出にあたっては、庁舎東側 4 号エレベーターのみ使用可能です。  
(使用可能時間：午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分、午後 1 時 30 分～5 時 15 分)  
高層棟 1～3 号エレベーターは、荷物等の搬入搬出に使用することができません。
-

ト．庁舎の施設、設備、その他物件を破損したときは、弁償していただきます。

〈その他〉

ナ．申請者は連絡体制を整え、事業に関する問合せ・苦情等がある場合は、申請者に連絡するよう現場に掲示を行ってください。

ニ．庁舎において遺失物を拾得したとき、または、職員・来庁者から拾得物の引渡しを受けたときは、速やかに当該拾得物を施設管理部署（管財課）へ届け出てください。

ヌ．暫定利用期間中において事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、市に連絡してください。

## 8. 実績報告等

暫定利用する者は、事業が完了した後、本市に対して実績報告書（様式 1）を提出するとともに、本市がヒアリング等を求めた場合はこれに応じるものとします。

また、暫定利用期間中であっても、本市が必要と認めた場合には、ヒアリングやモニタリング等に応じるものとします。

## 9. 問合せ先

所沢市 経営企画部 経営企画課

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1（高層棟 3 階）

TEL 04-2998-9027

E-mail [a9027@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9027@city.tokorozawa.lg.jp)

---